

各 位

会 社 名 オ イ シ ッ ク ス 株 式 会 社  
 代 表 者 名 代 表 取 締 役 社 長 高 島 宏 平  
 (コード番号:3182 東証マザーズ)  
 問 い 合 わ せ 先 執 行 役 員 山 中 初  
 管 理 本 部 本 部 長  
 電 話 番 号 (03)5447-2688(代表)

### 定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 28 年 5 月 26 日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を平成 28 年 6 月 28 日開催予定の第 19 期定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

#### 記

#### 1. 定款変更の目的

- (1) 当社事業の今後の展開を考慮し、さらなる高付加価値商品の生産増加に寄与するため、現行定款第 2 条(目的)につきまして事業目的を追加するものであります。
- (2) 「会社法の一部を改正する法律(平成 26 年法律第 90 号)」が平成 27 年 5 月 1 日に施行され、新たに業務執行取締役等でない取締役及び社外監査役でない監査役との間でも責任限定契約を締結することが認められたことに伴い、それらの取締役及び監査役についても、その期待される役割を十分に発揮できるよう、現行定款第 29 条及び第 39 条の一部を変更するものであります。
- なお、現行定款第 29 条の変更に関しましては、各監査役の同意を得ております。

#### 2. 定款変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線部分は変更箇所であります)

現行定款	変更案
(目的) 第2条 <条文省略> 1・～27・<条文省略> (新設)  <u>28・&lt;条文省略&gt;</u>	(目的) 第2条 <現行どおり> 1・～27・<現行どおり> <u>28・農作物の生産に必要な物資および機材の供給</u> <u>および貸付け</u> 29・<現行どおり>
(社外取締役との責任限定契約) 第 29 条 当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、社外取締役との間で、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。但し、当該契約に基づく責任の限度額は、法令の定める額とする。	(取締役との責任限定契約) 第 29 条 当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、取締役(業務執行取締役等であるものを除く。)との間で、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。但し、当該契約に基づく責任の限度額は、法令の定める額とする。
(社外監査役との責任限定契約) 第 39 条 当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、社外監査役との間で、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。但し、当該契約に基づく責任の限度額は、法令の定める額とする。	(監査役との責任限定契約) 第 39 条 当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、監査役との間で、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。但し、当該契約に基づく責任の限度額は、法令の定める額とする。

#### 3. 日程(予定)

定款変更のための株主総会開催日 平成 28 年 6 月 28 日  
 定款変更の効力発生日 平成 28 年 6 月 28 日

以 上